

大阪市告示第868号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月25日

大阪市長 横山 英 幸

次の公園内にある物件（現場において除却勧告書を貼っている物件）は、都市公園法第6条第1項の規定に違反するので、令和7年7月9日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

公 園 名	除 却 実 施 場 所	物 件
城北公園	旭区生江3丁目29 (城北公園内)	自動二輪車 (スズキ 黒色)
放出駅南公園	鶴見区放出東3丁目35 (放出駅南公園内)	自動二輪車 (スズキ 黒色)

(建設局総務部管理課)